

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところですが、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、関係事業者等と十分協議を行うとともに、下記資料も参考に、財政担当課とも適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- ・令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（仮称）」について（令和2年4月13日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡）
- ・臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者への対応について（周知依頼）（令和2年4月17日付け農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
- ・「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）（令和2年4月7日付け2文科初第57号文部科学事務次官通知）（P.9「5. 学校給食休止への対応に関すること」参照）
- ・臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課連名事務連絡）
- ・臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課・中小企業庁事業環境部取引課連名事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）